

電子記録債権法の概要と技術的な課題

藤村 明子 高橋 克巳

NTT 情報流通プラットフォーム研究所

〒180-8585 東京都武蔵野市緑町 3-9-11

E-mail: {fujimura.akiko, takahashi.katsumi}@lab.ntt.co.jp

2007年6月に成立した電子記録債権法が施行されることにより、企業間の金銭債権取引の電子化が促進され、決済処理コストの削減や、効率的な早期資金調達などの実現に期待が集まっている。本稿では、同法の立法過程の変遷を踏まえながら法案の概要に触れ、電子記録債権法が登場した背景を法的観点から分析し、立法過程に生じた議論の経緯を踏まえながら同法の特徴や制度設計及びその課題を述べ、いかなる法的手当てを取るべきか、また、その実現に際して必須となる技術的側面からの対応について言及する。

キーワード： 法律、電子記録債権、電子商取引、情報セキュリティ

A brief technological summary of the electronic claimable assets service.

FUJIMURA Akiko, TAKAHASHI Katsumi

NTT Information Sharing Platform Laboratories

3-9-11 Midoricho, Musashino, Tokyo, 180-8585, Japan†

E-mail: {fujimura.akiko, takahashi.katsumi}@lab.ntt.co.jp

In June 2007, electric credit management law gained approval in the Japanese Diet.

Enforcement of this law will encourage computerized transactions of monetary claims among business enterprises, which facilitates effective financing and reduction of administrative costs.

This paper refers to the latest issues not determined yesteryear and describes a brief overview of the approved law, along with the transition of its legislative process.

Key words: law systems, electrical negotiable credit, electronic commerce, information security,

1. はじめに

1.1 電子的手段を用いた取引の発展と法律の対応

電子的手段を用いた取引における法解釈には民法をはじめとする既存の法律を適用している。しかし日本の判例法の結実には相当の期間がかかる上に、技術の発展と足並みをそろえて個々の法律を改正していくには困難が伴う[1]。

その対応策として、既存の事象の延長にある法的問題に新しい法解釈を示す条文を付加する法改正や、準則の制定などが行われる。また、情報通信技術によって実現可能となったものにあわせて全く新たな法制度を創設する場合もある。電子記録債権は後者にあたる。

電子的手段を用いた取引の積極的導入が期待されている分野の一つに、企業による資金調達がある。バブル経済崩壊以降、苦しみ中小企業の経済成長を支えるために安定的かつ持続的な取引を確立できる制度の整備や、それに伴う法律の制定作業が急務となってきた。

電子記録債権法は、こうした時代と社会の強い要請を受けて検討が進められてきた法律であるといえる[2]。

1.2 本稿の目的

本稿では、電子記録債権法の法案が成立したことを受け、法の全体像を概観し、法が登場した背景を分析し、立法過程において生じた議論の経緯を踏まえながら同法の特徴や制度設計及びその課題を述べ、どのような法的手当てを取るべきか、また、その実現に際して必須となる技術的側面からの対応についても言及する。

2. 電子記録債権法に期待される役割

2.1 既存の法律から生じる課題の解決

従来、中小企業の取引においては、資金調達手段として、売掛債権、すなわち民法上の指名債権と手形法による手形債権が活用されている。しかし、それぞれにおいて、現行法上の課題が存在する。

2.1.1 指名債権

バブル経済崩壊後の厳しい環境下では、金融機関が信用力に不安のある中小企業に対して与信を大幅減少させるいわゆる貸し渋りが多数発生した。金融機関からの借入れにより資金調達を行っていた多くの中小企業は、倒産や破綻の危機を前に新たな資金調達手段を持つことを余儀なくされるようになった。そこで、自ら所有する在庫や売掛債権

を担保として活用し、資金調達を行う新たな手法も考案された[3]。

ところが、指名債権にはいくつかの問題がある。

①債権譲渡の場で譲受人が本当にその債権が実在しているのかを確認することが困難

②当該債権に特約や抗弁事由が存在している可能性があるとしても明らかにしにくい

③譲渡人による二重譲渡の発生や、債務者による二重払いが行われる危険性

これらの問題により、決済の段階になっても債権者が完全な権利を取得できないおそれが生じる。

また、債権が譲渡される際の手続面においても、以下のような煩雑な過程を経なければならない[4]。

④当該債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ債務者その他の第三者に対抗することができない（民法467条1項）。

⑤さらに、上記④の通知又は承諾は、確定日付が付与された証書によってしなければ債務者以外の第三者に対抗することができない（同2項）。

2.12 手形債権

手形債権は、手形法によって裏書譲渡のように取引の安全性を確保するための規定が定められており、さらに同法とわが国の歴史的な商慣習により長年構築されてきた高い信頼性と運用実績がある。これに基づいて、手形債権は中小企業の資金調達の手段として長年活用されてきた。

また、手形制度は本来は転々流通することを目途とされてきたが、資金調達の実務ではそのような場面は少なく、振出人が所有して満期を待って金融機関に払い戻してもらうか、即座に手形割引で現金化する形で運用される。特に中小企業では、手形割引が用いることが多かった。

ところが近年、手形の流通量が大幅に減っている。枚数にして、昭和61年から平成18年までの20年間に403,992,000枚から134,235,000枚へとおよそ3分の1になった。金額にして、ピーク時の平成2年は47972906円あったものが、平成18年には4779275円と、10分の1となっている[5]。手形を利用する場面が減った理由には下記のような複合的原因がある。

⑥手形法では手形債権を紙媒体で表象することを前提としていることから、手形の物理的な盗難や紛失のリスクが存在し、券面を作成・保管・運搬する際のコストがかかる。

⑦手形には印紙税の負担が生じること。

平成18年の手形1枚あたりの平均金額3,560,000円であるが、この額面の手形には1枚あたり1,000円の収入印紙の添付が必要になる。これが日々の取引に渡って複数回に及べば、年間の総額はかなりのものになることは避けられず、日々のコスト低減を標榜する企業からも手形利用そのものが次第に敬遠されるようになった。

2.13 具体例

手形流通が減少すると中小企業の資金調達が不安定になる例を挙げる。

日本の製造業の多くは注文者となる親元の会社と、請負人となる受注会社（主に中小企業）の間で形成される協力関係の下で締結される請負契約や部品及び商品の売買契約等によって成り立ってきた。親元の会社が手形発行を渋るようになると、その下で請負を行ってきた受注会社は手形ではなく売掛債権の形で債権を保持することになる。そうすると手形割引が行えないことから、現金化を弁済の期限まで待たねばならず、より長期に渡って資金繰りが不安定な状態に置かれることになる。このような状況を補填するために金融機関が設けた債権譲渡サービスも存在しているが、安定した一流企業以外の売掛債権を買い取らない場合もあり、中小企業はますます窮地に立たされかねない。

以上のように、指名債権の各課題を解決し、かつ、手形債権の取引に伴う従来コストを抑え、これらに代替するような新しい手段とそれを実現する新たな法律が必要となった。これが電子記録債権法が担う役割の一つである。

3. 電子記録債権法の概要

3.1 総則

電子記録債権法は、冒頭に総則の規定を置いている。

電子記録債権法とは、電子記録債権の発生、譲渡等について定めるとともに、電子記録債権にかかる電子記録を行う電子債権記録機関の業務、監督について必要な事項を定めることを目的とした法律である（電子記録債権法1条以下、法と表記する）。

同法でいう電子記録債権とは、その発生又は譲渡について「電子記録」がなされることを要件とする金銭債権をいう（法2条1項）。

電子記録は、電子債権記録機関（法2条2項）が管理する「記録原簿（法2条3項）」に「記録事項（法2条5項）」を記録することによって行われる（法3条）。

この記録原簿は、磁気ディスクによって調製されることが必須とされており（法2条3項）、電子記録債権ごとに区分して管理される（法2条4項）。すなわち記録原簿とはデータベース管理されるものと理解できる。

電子記録債権の内容は、この記録原簿に記録された電子記録によって定まる（法9条1項）。記録原簿に記載された電子記録名義人（法2条6項）は、電子記録債権についての権利を適法に有しているという推定がはたらく（法9条2項）。

3.2 電子記録債権の発生、譲渡、そして消滅

電子記録債権法には、電子記録債権の発生、譲渡の効力に関する規定、及び、支払等があったばあい消滅についての規定がある。

3.2.1 発生と譲渡の効力要件

電子記録債権の発生、及び、譲渡の効力は、記録原簿に「発生記録（法15条）」や「譲渡記録（法17条）」といわれる電子記録が行われることによって生じる。

電子記録は、原則として当事者による請求又は官庁、公

署の嘱託によって行われる（法4条）。

当事者による請求は「電子記録権利者（法2条7項）」と「電子記録義務者（法2条8項）」の双方によって行わなければならない（法5条）。

当事者による請求（法6条）が行われた時は、電子債権記録機関は原則として遅滞なく請求に係る電子記録をその順序に従って処理しなければならない（法7条、8条）。

3.2.2 消滅についての変遷

電子記録債権は、売掛債権や手形債権と同様に弁済、相殺、消滅時効（電子記録債権の消滅時効は3年（法23条））等により消滅する。

電子記録債権法は、第二款第四節に消滅という項目を置いている。但し、同法では、債権消滅の旨を記録原簿に記録しなくても債権そのものは消滅することになっている。いかにえると、電子記録債権法では、電子記録債権の消滅に関しては記録を消滅の効力が生じる要件としていない。当事者間で弁済などが行われた場合は、通常、支払等記録（法24条、25条）を行うが、それがなされるまでの間は当事者間の人的抗弁事由となるに過ぎないのである。

なお、過去の同法案の検討段階では、消滅についても発生や譲渡と同様に、記録すること（当時の表現では「登録すること」）が要件とされてきた。ところが、当事者間で弁済が既に行われた場合でも電子債権記録機関に消滅の記録がなされるまでは弁済の効力が生じないとするのは民法の理論上から不合理であることが指摘された。その結果、当該債権を消滅させる効力要件としての消滅の記録は不要であるとして、それまで「消滅登録（記録）」と言われていた概念を法案から抹消する制度変更が行われた。

3.3 記録事項の開示請求、保存、変更、訂正

電子記録債権法には、電子債権記録機関が管理する記録事項の開示請求、保存についての規定、及び必要に応じて行われる変更、訂正に関する規定がある。

3.3.1 必要な記録事項と任意的な記録事項

発生記録においては、記録しなければならない必要的な事項（法16条1項）と、当事者の任意で記録することが可能である任意的な記録事項（法16条2項）とが存在する。必要的な記録事項が欠けている場合には電子記録債権は発生しない（法16条3項）。発生記録と同様に、譲渡記録においても、各々法18条1項、同2項に定めがある。法案の検討段階では、記録する任意的な事項の範囲については電子債権記録機関に幅広く委ねる色彩が強かった。

しかし、2007年に成立した法では任意的な事項の例を列挙しつつ（法16条2項/18条2項）、それ以外のものについては別途、政令で定めるものとして（法16条2項16号/同18条2項5号）、結論を先送りした。

3.3.2 開示請求と保存

電子債権記録機関は、記録事項を条件に応じて5年又は10年間書面又は電磁的記録として保存しなければならない（法86条）。そして、保存されている記録事項は「開示

請求（法87条）」によって、閲覧や提供を受けることができる。

これにより、電子記録名義人や電子記録債務者として記録されている者は、原則として、自己の關係する権利についての記録事項について法が定める範囲の開示請求が可能となる。

3.3.3 変更、訂正

記録事項の内容を当事者の意思表示によって変更する場合には、変更記録をしなければ効力は生じない（法26条）。

記録事項の記録漏れや記録間違いがあった場合には、訂正を行わなければならない（法10条1項）。法の定める先述の保存期間内に電子記録が消去された場合には、回復されなければならない（法10条2項）。

3.4 当事者の保護規定

同法では、取引の当事者を保護すると同時に債権の流通の安定性を確保するために、独自の規定や民法の規定の修正を行っている。

意思表示の第三者保護については、民法からの修正、すなわち善意で重過失がない第三者には対抗することができないという規定（法12条1項）がある。また、電子記録債権の譲受人として記録された者は、悪意又は重過失がある場合を除いて、当該債権を譲受できる（法19条1項）ことになった。

また、人的抗弁の切斷の原則（法20条1項）、支払免責の制度（法21条）が設けられている。ただし、これらの規定は当事者の選択や、支払期日が経過したことによって適用されない場合もある（法12条2項、19条2項、20条2項）。従来の手形債権も人的抗弁の制限を定める（手形法17条）。権利概観法理に基づいて、善意で手形を譲り受けた者が自己の知らない抗弁を債務者から主張されることを防ぎ、善意の手形譲受人には抗弁の付着していない権利が移転するとして手形取引の安全性と流通性を高めた。同様の理念を電子記録債権も踏襲したものと考えられる。

また、消費者が当事者となった場合について、消費者保護法2条2項が定める個人が当事者となる場合には消費者保護の観点から一部の規定（法12条2項2号、法19条2項3号、法20条2項3号）が適用されない。電子債権記録機関に対しても、消費者を含めた利用者間の取引の安全のために必要な対策をとることが義務付けられている（法60、61条）。

3.5 電子記録保証、質権、分割

電子記録債権に係る債務を主たる債務とする保証を電子記録保証（法2条9項）、生じた債務を電子記録保証債務（法22条2項）といい、保証した者を電子記録保証人（法15条）という。電子記録保証による債権も、保証記録という電子記録を要件として発生する（法31条）。

電子記録債権には質権設定もでき、質権設定記録により設定される（法36条1項）。いずれも原則として民法の保

証、質権に関する規定が適用される。

電子記録債権は分割でき（法43条1項）、分割記録の請求ができるのは新たな債権記録に債権者として記録される者であり、元となる債権記録の一部事項を、分割された債権に記録しなければならない（法44～46条）。

3.6 電子記録債権機関になるための適格要件

電子債権記録機関は金銭債権を扱う機関であることから、厳格な公正性・中立性の確保が求められることになる。そこで設立する要件が法定され、申請に基づき主務大臣による指定を受ける（法51、52条）ことを必要としている。

3.6.1 専業制

同機関は電子債権記録業以外の他の業務を営むことはできない（法56、57条）が、銀行その他政令で定める金融機関に委託することができる（法58条1項）。

3.6.2 財産的基盤

破綻リスクを回避するために、同機関は業務の健全な遂行のため財産的基盤が確保されていなければならない。（法51条1項6号）その資本金の額は五億円を下ってはならない（法53、69条1項）。

3.6.3 業務の適正性の確保

同機関は株式会社でなくてはならない（法51条1項1号）。よって会社法の諸規定に服すると同時に、法定の組織体制、監督、外部監査等に服することになる（同条2項、67条以下）。また、電子記録債権が消滅した場合には請求を待たずに同機関が職権で記録を抹消するしくみとして、口座間送金決済による方法（法62条1項）、口座間送金以外の方法（法64条）が定められた。

3.6.4 責任

不実の電子記録により損害を受けた者、権限のない者の請求に基づきされた電子記録により損害を受けた者に対しては、過失の証明責任を転換して同機関が無過失の証明責任を負う。これにはシステムの開発や保守について委託を受けた業者も含まれることになることから、電子記録債権のシステム開発を請け負うベンダーの選択にも十分な注意と配慮が必要となる。

4. 電子記録債権法が提供する解決手段

4.1 従来手段の課題は解決したか

第2章で挙げた従来手段の課題①～⑦をどこまで充足しているかについて検討する。

4.1.1 ①及び②について 一実在性の確認一

紙による手形では券面に記載できる情報量に限界があったが、電子債権記録機関の記録原簿には当該債権と関連する記録事項が多数記録できることから、電子債権記録機関への開示請求で債権の実在性の確認ができるし、また、その債権と関連する任意的な記載事項と一緒に記録されていれば、特約や抗弁事由などが当該債権に存在していることも確認することができるようになった。

但し、任意的事項の記録内容は政令及び各業務規定に委ねられ、どの程度に及ぶかは現時点では不確定である。電子債権記録機関が預かるさまざまな記録事項は、各企業の過去の決済情報等の信用情報やプライバシー情報等に関するものであるだけに、開示にあたっては慎重な扱いとルールが必要となるだろう。

4.1.2 ③について 一二重譲渡と二重払い、同期的管理一

電子記録債権が譲渡されることによって生じる権利移転の事実と、記録原簿上にある譲渡記録とが一致していれば、これを開示請求することですでに当該譲渡が譲渡されていることが関係者は確認できるし、記録によって既に効力が発生していることから、譲渡を主張する第三者に対抗することができ、二重譲渡のリスクは軽減されることになった。

次に、債務者による二重払いの危険性についてはどうなるか。二重払いの危険が生じるのは、債務者の債務の弁済とその債権が第三者に譲渡される時期にずれが生じる場合である。電子記録債権においても、債務者が弁済後であっても支払等記録の未済により二重払いの危険性が生じることがないように手立てを考える必要があった。

支払等記録がなくても弁済によって債権の消滅の効果が発生するという点からすれば、債務者による二重弁済のおそれはないということになり得る。しかし、取引の安全性の観点から見れば、なお善意の第三者に不利益を課すおそれがあることから、依然として実体的に一定の条件（弁済など）が満たされた場合に支払等記録をどのようにするかという手立てを考えねばならないこととなった。

このような手立てのことを「同期的管理」という。すなわち、債務者の二重払いや債権者の支払受領前の権利消滅から保護すべく、債務者が支払い等を行った場合、記録機関が債権者からの請求を待たずに職権によって記録の抹消を行うしくみのことである。

同期的管理の問題について、法は、電子債権記録機関が、提携している金融機関経由で弁済の通知を受けた場合には、当該電子記録債権を消し込みするという方法を設けた。これが口座間送金決済による方法（法62条1項）である。

一方で、口座間送金以外の方法（法64条）を定めた条項もあるものの、口座送金を伴わないケースは例外として扱われ、その実現方法は主務省令等に委ねられた。

以上から、現在の法案では、同期的管理の具体的な解決方法は金融機関等の口座と連携したしくみに依存せざるを得ない。電子債権記録機関は専業制（法56、57条）を取っていることから、必然的に既存銀行と関係を持たない電子債権記録機関は運営がかなり困難になり、大手の銀行グループによる寡占化が進み、電子記録債権制度が本来目指していた自由な流通と将来ビジネスの可能性が阻害されるおそれが生じる。

このような現状を鑑みると、技術的な同期的管理の実現には、電子債権記録機関システムは既存の金融機関システムと連携することが不可欠である。

今後の課題として、口座を使用しなくても弁済と時間差のない形で速やかに記録の抹消を行う技術的手段も求めら

れることになるだろう。現在もインターネット上の電子価値流通技術は電子マネーを代表格にますます発展を遂げており、今後さらなる多様化がすすむものと予想される。

同期的管理の方法については、同法の検討段階から最も大きな課題として扱われており、実際の運用上どのように解決していくかは今後の課題であると同時に新しいサービスの可能性を秘めている。

4.1.3 ④及び⑤について 一手続の煩雑—

譲渡時の対抗要件具備のために求められてきたものの、実際に債権を譲渡する際に行うことが困難とされてきた、債務者に対する通知または債務者の承諾といった煩雑な行為も、電子化によって軽減された。

4.1.4 ⑥及び⑦について —コストの問題—

紙による券面が不要となったことにより、従来存在していた物理的な盗難や紛失リスクや保管コストが軽減される。また、現時点（2008年2月）では、電磁的記録には印紙税がかからないとされていることなどから、従来当然にかかっていた税金に関する支払の負担が大幅に軽減されることに期待が寄せられている。

5. 電子記録債権法に残された課題

5.1 当事者による請求の方法

法5条では、要件としての請求行為を、当事者による請求は電子記録権利者と電子記録義務者の双方によって行わなければならないと定めている。しかしその請求の具体的な方法については同条では触れられていないことから、法理論的にどのように説明するかが問題となる。

まず、請求行為を両当事者と機関との間の契約とみなすならば、第一段階として両当事者 AB 間で相互に意思表示をして金銭債権を電子記録債権とする契約を締結した上で、次に第二段階として AB 双方が共同でその意思表示に基づいて同時に機関との契約を締結する形にすべきであるという考え方がある。この考え方の基本は、AB 間に契約なくして債権が発生すると定めることは従来の民法の考え方にそぐわないという点にある。この考え方は理論的には正しいものであるが、実務においてこれを行うと毎回の請求手続が煩雑に過ぎるという批判もある。

しかし、電子記録債権法制度のメリットの一つに、手続の電子化による煩雑さの軽減が挙げられる。AB が端末からネットワークを通じて意思表示を行い、それが合致したことを確認した上で機関に対して同様にネットワーク経由で請求が行えるような技術的なしくみをあらかじめ用意しておけば、第一段階から第二段階までの処理を迅速に行うことができるし、当事者の煩雑さはさほど問題にはならなくなる。ゆえに、手続の煩雑さだけを理由とする批判はあたらない。

一方、こういった理論を実務上一つ一つの請求行為の順番に沿って厳密にあてはめようとすると無理が生じる。ネットワーク経由で債務者 A が自らの意思表示に、あらかじめ得ていた債権者 B の電子署名[17]が付与された委任状を

添えて電子債権記録機関に請求するような場合、外観的には第二段階で A が請求を単独で行っていることになる。だが、外観上は片面的であっても既に事前に委任状という形であらかじめ B の意思表示とそれに伴う行為が委任契約により A に委ねられていることから、このような請求方法も同条の「両当事者によるもの」という要件を十分に満たす方法であるとも考えられる。

また、同条3項では、請求を共同でしていない場合はすべての者が請求をした時に効力を発生するという効力の時間的起点を定めている。これにより、債務者 A がまず電子債権記録機関に単独で請求を行い、その請求内容を見た同機関が債権者 B に問い合わせを行って B から同意する意思表示があればそこではじめて記録を行うという請求方法をとることも可能である。

以上のことから、法は債権の発生に関して当事者間双方による意思表示の合致から電子債権記録機関への請求に至るまでの順序や手段までを定めようとしたものではなく、AB 間の意思表示が記録機関において合致していることが明らかになれば、その時点で記録機関において債権が発生するという要件をゆるやかに定めたに過ぎないものと考えられる。

利用者にとって利便性及び安全性の高い方法をいかに採用するかは各機関が定める業務規定と提供される技術次第と見ることができる。そこには電子債権記録機関相互の競争原理もはたらくことになる。

なお、電子的手段を用いて請求ができない当事者に関しては、書類やFAXを使って請求を行う方法を確保する必要がある。金融機関等が代行機関として、紙に記された請求内容を電子的に変換して利用者のために請求行為を代行するサービスを提供することが期待されよう。

5.2 電子債権記録機関のあるべき姿

電子債権記録機関は、公正性・中立性を旨として法51条以下にその設立要件が定められている。その中で株式会社とすることが定められていることから、電子債権記録機関の想定モデルは、民間の金融機関等が中心となって世の中に複数の機関が設立されることが考えられる。利用者が各自のニーズにあわせて利用する電子債権記録機関を競争原理に基づいて選択し、さらに各機関が相互に電子記録債権を流通させて全体として取引市場を形成することが期待される。

電子記録債権の利点である上記のような自由な流通を確保するためにも、金融機関による従来からの顧客の囲い込みや取り扱う債権の限定化、大規模機関による独占などをできるだけ防止して、電子債権記録機関の社会における複数並立モデルを確保する実務的な施策が求められる。

5.3 想定されるビジネスモデル

電子記録債権を用いたビジネスとして売掛債権の流動化促進モデル、シンジケートローンの流動化促進モデル、リースクレジット債権の流動化促進モデル、CMSの安定化

モデル等が考えられており、中でも最も利用されるケースは手形代替モデルではないかと考えられている[13][14]。

一方、電子記録債権の普及にはインシヤルコストが課題となってくる。実際の市場においてどの程度利用されるか不透明である。インフラ整備に伴う支援策をどのように行うかがこれからの政策的課題となっているといえよう。

5.4 技術的な観点からの要求

電子的手段の導入によって、事務負担や交付の手間などが簡略化されることになる。また、既存の会計業務管理システムと互換管理の実現も可能となった。しかし、電子記録債権の自由かつ柔軟な流通を実現するには、以下の技術的観点が必要となる。

5.4.1 仕様の統一、標準化の必要性

電子債権記録機関相互や他の関連システムとの連携及び互換性を確保するためには、あらかじめ各電子債権記録機関が採用するシステムの仕様の統一や、技術の標準化が必要となってくる。具体的には、電子記録債権のデータフォーマットの統一、通信ルートの確保、記録原簿たるデータベース技術の高度化、及び、電子記録債権全般において矛盾重複のないID体系の形成等である。これらを実行するためには、関連組織や企業による協力体制の構築が急務となっているといえよう。

5.4.2 情報セキュリティ技術の導入と体制保持

電子債権記録機関は、組織としての情報管理体制を整備すると同時に、技術面、運用面など全般に渡って情報セキュリティの水準を確保せねばならない。その基準としてどのようなものを採用すべきかという問題がある。

当然ながら電子債権記録機関はその性質上、一定水準以上の厳格な基準をクリアしていることが前提となる。既存の情報セキュリティ評価の採用、又は関係機関で現在検討中の評価手法、あるいは電子債権記録機関のために新たな基準を設置することも視野に入れなければならない。

5.4.3 本人確認法の適用とタイムスタンプ

先述の通り、電子債権記録機関は金銭債権を取り扱うことから厳格な本人確認の手段が不可欠である。いわゆる本人確認法（正式名称：金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律）では、銀行等の金融機関に対して顧客の本人確認を義務化しており、電子記録債権法も同法の適用対象と考えられている[18]。

また、特に債権譲渡においては譲渡が行われた順序が重要な意味を持つ場合がある。そこで、請求や記録がなされた日時については正確かつ精密な時間記録が不可欠である。

これらの実現について、既存の法定された特定認証業務機関や電子公証機関との連携を視野にいれるのか、あるいは全く別個の手段を用いて独自の本人確認やタイムスタンプ付与を実現するのかは、電子記録債権のシステムを設計するにあたって初期段階で決定しなければならない重大な選択となる。

6. まとめ

電子記録債権法成立の背景、立法過程、概要について触れた上で、その特徴と残された課題について述べた。

本稿執筆にあたり、福原紀彦中央大学大学院法務研究科教授、野村修也同教授より多大なるご指導、ご助言をいただいた。

【参考文献】

- [1] 中山信弘，“電子商取引に関する準則とその解説（平成18年版）”，商事法務，2006。
- [2] 米山健也ほか，“「電子記録債権の仕組みと実務」”，金融財政事情研究会，2007。
- [3] 大垣尚司，“「電子債権」経済インフラに革命が起きる”，日本経済新聞社，2005。
- [4] 内田貴，“民法Ⅲ 債権総論・担保物権 第3版”，有斐閣，2006。
- [5] 全国銀行協会，“決済統計年報（平成18年度版）”，http://www.zenginkyo.or.jp/stats/year1_01/details/content_2006.html
- [6] e-Japan 戦略Ⅱ加速化パッケージ，<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/>
- [7] IT政策パッケージ2005，<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/050224/pac.pdf>
- [8] 池田真朗，“電子債権論序説”，NBL No. 790，pp. 35-43，商事法務，2004。
- [9] 法務省・経済産業省・金融庁，“電子債権に関する基本的な考え方”，2005。
- [10] 葉玉匡美，坂本三郎，“電子債権に関する私法上の論点整理-電子債権研究会報告書の概要”，NBL No. 825，pp. 28-57，商事法務，2006。
- [11] 経済産業省，“電子債権プログラム～次世代産業インフラの構築を目指して”，電子債権の管理・流通インフラに関する研究会報告書，2006。
- [12] 始関正光，高橋康文，“電子記録債権法の概要”，ジュリストNo. 1345，pp. 2-9，有斐閣，2007。
- [13] 法務省民事局，“電子記録債権法制に関する中間試案”，2006。
- [14] 岡谷茂樹，“電子記録債権法-新制度の利用可能性と実務上の課題-”，ビジネス法務，2007年7月号，pp. 27-35，中央経済社，2007。
- [15] 始関正光ほか，“電子記録債権法の解説（1）”，NBL No. 863，pp. 10-51，商事法務，2007。
- [16] 小宮義則，“電子債権制度に関する研究会中間報告-法制の具体的活用に向けて-”，金融財政事情 No. 1799，pp. 22-30，金融財政事情研究会，2007。
- [17] 電子署名及び認証技術に関する法律，平成十二年五月三十一日法律第百二号。
- [18] 麻生裕介，“「新しい電子記録債権のしくみ」”，経済法令研究会，2007。